

木更津市条例第28号

木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例

本市は、東京湾最大の盤洲干潟や万葉集に歌われた上総丘陵を有し、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。また、菅生遺跡や金鈴塚古墳等から、原始、古代より重要な地域として栄えたことがうかがえ、近世からは木更津船を通じた江戸との交流により港町として繁栄し、江戸前独特の気風が育まれてきた、歴史、文化のあるまちです。近年は、東京湾アクアライン等の広域的な幹線道路網の整備進展に伴い交通利便性が向上し、多様な都市機能が充実する中で、まちの活力が高まっています。

一方で、わが国は、少子高齢化が急速に進行するとともに、本格的な人口減少社会が到来しており、経済成長の鈍化や環境問題の深刻化等とあわせ、地方自治体は持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

本市が、持続可能なまちであるためには、自然と都市機能が調和し、多様な資源が域内循環する中で、賑わいにあふれ、多くの人や企業を引き付けるまちであるとともに、市民、団体が、自ら課題を解決しようとし、互いに認め合い、支え合いながら、いきいきと輝いている、魅力あるまちである必要があります。

ここに、オーガニックをまちづくりの視点として、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことをめざし、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、オーガニックなまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オーガニック 持続可能な未来を創るため、地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする考え方をいう。
- (2) オーガニックなまちづくり オーガニックをまちづくりの視点として、地域社会を構成す

る多様な主体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組をいう。

(3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(4) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。

(オーガニックなまちづくりの基本理念)

第3条 市は、次に掲げる事項をオーガニックなまちづくりの基本理念とする。

(1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むこと。

(2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備すること。

(3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定めるオーガニックなまちづくりの基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むため、次に掲げる事項を考慮した施策

ア オーガニックなまちづくりに対する機運を醸成し、多様な人材を育む機会を設けること。

イ 新たな活動等に挑戦する市民及び団体を支援し、有機的な連携を構築すること。

ウ 学校教育、社会教育等を通じて、ふるさとに誇りと愛着を持つ市民を育むこと。

(2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備するため、次に掲げる事項を考慮した施策

ア 多様な地域資源を活かし、新たな価値を創出する産業を振興すること。

イ 地産地消など域内循環を促進し、環境に配慮した事業活動又は暮らし方を奨励すること。

ウ 地域特性に応じた拠点を形成し、豊かな里山及び里海を保全し、活用すること。

(3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築するため、次に掲げる事項を考慮した施策

ア 地域の自主的な活動等に対し支援すること。

イ 多様な暮らし方又は働き方に資するための環境を整備すること。

ウ 市内外の多様な主体との連携を推進すること。

2 市は、オーガニックなまちづくりを推進するにあたり、情報を発信するとともに、広く市民及び団体から意見を聴取し、施策へ反映するよう努めるものとする。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、オーガニックなまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、オーガニックなまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。